

狛江市シェアサイクル事業実証実験に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)とOpenStreet株式会社(以下「乙」という。)は、狛江市内で実施するシェアサイクル事業の実証実験(以下「実証実験」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本協定は、狛江市民及び他地域からの来訪者の自転車利用の利便向上、放置自転車対策及び公用利用に資する有用性並びに課題を検証するため、甲及び乙が共同して実施する実証実験に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係法令等 地方自治法(昭和22年法律第67号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)、自転車活用推進法(平成28年法律第113号)その他の乙が行う実証実験に関する法令、狛江市自転車等の放置防止等に関する条例(平成9年条例第11号)その他の乙が行う実証実験に関する条例及び条例に基づく規則その他の規程をいう。
- (2) 提案書等 乙が実証実験の協力において、甲に提出した提案書及びその添付書類、その他の書類並びに本協定の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。
- (3) 不可抗力 甲、乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の予測を超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。

(適用関係)

第3条 甲、乙は、提案書等に記載された事項が本協定の一部を構成するものとし、甲、乙を拘束することを確認する。ただし、本協定に特別の定めがある場合を除き、提案書等の内容が矛盾する場合は、本協定の規定が優先して適用されるものとする。

(実施期間)

第4条 実証実験の実施期間は、協定書締結日から令和8年3月31日までとする。

第2章 業務範囲

(甲の業務範囲)

第5条 甲の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実証実験全体の管理
- (2) 実証実験で乙が設置するシェアサイクル用自転車置場(以下「ステーション」という。)を設置するために使用する甲が所有・管理等する公共施設、道路、公園その他の財産(以下「公有財産」という。)の確保
- (3) 実証実験の実施に係る関係者及び関係事業者との調整
- (4) 実証実験の利用者への周知
- (5) 乙が国等へ補助金の申請を行う場合の協力
- (6) その他前各号に付随する業務

(乙の業務範囲)

第6条 乙の業務範囲は次のとおりとする。この場合において、次のいずれの業務範囲についても、乙が業務提携している事業者が実施する場合を含むものとする。

- (1) 甲が実施する実証実験への協力
- (2) 実証実験の実施に係る施設及び器材の整備、維持管理及び実施期間終了後の原状回復
- (3) 実証実験の運営管理
- (4) 実証実験の実施に係る違法駐輪対策
- (5) 公有財産以外でのステーションの確保
- (6) 実証実験の利用者への周知
- (7) 本協定書第3章に規定する事業報告

2

(費用負担)

第7条 実証実験の実施に係る施設及び器材の整備・維持管理、撤去、原状回復及び実証実験の運営に関する費用は、全て乙の負担とし、甲は、補助金、委託料その他一切の費用を負担しない。

2 狐江市自転車等の放置防止等に関する条例の規定により、実証実験に係る事業に使用する自転車が撤去・保管された場合の費用は、乙が負担する。

3 甲は乙に対し、ステーション用公有財産の使用料を免除する。

4 甲及び乙は、利用料等で得られた収入は全て乙の収入とすることを相互に確認する。

(1)
第

(善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、自ら保有する専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務を遂行しなければならない。

(2)
第

(実証実験の変更の届出)

第9条 乙(乙が業務提携している事業を含む。以下この項において同じ。)は、乙の合理的な判断に基づき、実証実験の実施にあたり次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ双方合意した方法により甲に届け出るものとする。

2

- (1) 利用料金の変更
- (2) 軽微な変更を除いた利用方法の変更
- (3) 公有財産ステーションの変更
- (4) その他実証実験の実施に係る変更

2 甲及び乙は、前項に規定する変更を行う場合、利用者に対して、十分な周知期間を確保した上で適切な方法により変更内容について周知するものとする。

(関係法令等の遵守)

第10条 乙は、関係法令等に従って、本協定書第6条に規定する業務を実施しなければならない。

3
1

(委託)

第11条 乙は、実証実験にかかる事業の全部を第三者に委託してはならない。

4
1

2 乙は、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において実証実験にかかる事業の一部を第三者(乙が業務提携している事業者を含む。)に委託することができる。この場合において、乙は、乙が実証実験に関して業務提携している事業者に対しては本協定を開示することができる。

月

(付保)

第12条 乙は、乙の費用及び責任において提案書等に記載する種類及び内容の損害保険契約を締結するものとし、実証実験実施期間、当該保険契約を維持するものとする。

第3

(報

第

を

(秘密保持)

第 13 条 甲及び乙は、以下の場合を除き、本協定に関する交渉の存在、内容及び本協定に関し相手方から開示を受けた相手方の営業上又は技術上の秘密等一切の情報(以下「秘密情報」という。)を本協定の目的にのみ用いるものとし、書面による相手方当事者の同意のない限り、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

- (1) 弁護士、公認会計士、アドバイザー等秘密保持義務を職務上又は秘密保持契約により負担する者に相談する必要がある場合
- (2) 官公署、裁判所等の公的機関や自主規制機関に回答、報告、届出、申請等をする必要がある場合

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に記載する情報については秘密情報には含まれない。

- (1) 情報受領時において、既に公知となっている情報
- (2) 情報受領時以降、情報受領者の責めによらずに公知となった情報
- (3) 自らが秘密保持義務を負うことなく、第三者より適法に取得した情報
- (4) 自らが相手方当事者から開示される以前から適法に有していた情報
- (5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に開発又は取得した情報

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、実証実験に関する個人情報の取扱いについて、泊江市個人情報保護条例(平成 13 年条例第 1 号。)その他個人情報の保護に関する法令等を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 本協定において反社会的勢力とは、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業及び暴力団関係団体
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
- (3) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は相手方に対し、次の各号について表明し保証する。

- (1) 自己又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員等(以下「役員等」という)が反社会的勢力でないこと
- (2) 自己又は役員等が反社会的勢力との間で、資金、役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
- (3) 自己又は役員等が自ら又は第三者を利用して、相手方又はその従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為、詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと

3 甲又は乙が前項の規定に違反した場合、本協定は当然に解約されるものとする。

4 前項の規定に基づき本協定が解約となった場合、違反した当事者は、相手方が被った損害について賠償の責に任じる。

第3章 事業報告

(報告)

第 16 条 乙は、次に掲げる報告事項を記録するとともに、本協定締結開始日から各月ごとに当該事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 乙が管理する泊江市内の自転車の稼働状況及び泊江市内のステーションの利用状況に関する情報、データ(事業者守秘義務に係る情報、データを除く)
- (2) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、甲指定の乙が承諾した事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、事故、苦情等に関する事項を記録又は整理し、甲の施設又は業務に影響があると判断した場合には、甲の求めに応じ、報告しなければならない。

(最終報告)

第17条 乙は、次に掲げる報告事項を記録するとともに、実施期間終了後30日以内に、実施期間を通じた当該事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 乙が管理する泊江市内の自転車の稼働状況及び泊江市内のステーションの利用状況に関する情報並びにデータ(事業者守秘義務に係る情報、及び個人関連情報に関わるデータを除く)
- (2) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (3) 実証実験の課題に関する事項
- (4) 事故及び苦情等に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、甲指定の乙が承諾した事項

第4章 実証実験の実施

(事業責任者の選任)

第18条 乙は、実証実験に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

2 乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。

3 事業責任者は、実証実験の業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めることとする。

4 事業責任者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実証実験の総括に関すること。
- (2) 実証実験の利用者等の安全対策に関すること。
- (3) 甲との連絡調整に関すること。
- (4) 実証実験に従事する従業員の指導監督に関すること。

(職務代理者の選任)

第19条 乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第20条 前2条に規定するもののほか、乙は、利用者の利便性の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう実証実験に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

第5章 実証実験の中止

(ステーション用公有財産の使用中止)

第21条 次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対し、ステーション用公有財産の使用の中止を請求することができる。

- (1) 甲が、公用、公共用又は公益事業に供するためステーション用公有財産を必要とする場合
- (2) 乙が第22条に規定する解除事由に該当した場合

(解除)

第22条 甲及び乙は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなくして書面により通知することで本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合において、本協定が解除された場合、解除された当事者は本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失う。

- (1) 本協定の条項の一に違反し、催告された後、相当期間経過後にも当該違反が是正されないと
き
(2) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる
手続きが開始されたとき
(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準じる
倒産手続の開始の申立て等がなされたとき
(4) 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が1回でも不渡りとなったとき
(5) 支払停止、支払不能又は支払能力に重大な変化が生じたとき
(6) 営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき
(7) 合併による消滅、資本の減少、重要な事業の廃止若しくは変更、又は解散決議がなされたとき
(8) 詐術その他背信的な行為があつたとき
(9) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

第6章 実施期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第23条 乙(乙が業務提携している事業者を含む。)は、実証実験が終了したとき(本協定書第21条の規定により、ステーション用公有財産の使用が中止されたときを含む。以下同じ。)は、その費用及び責任においてステーション用公有財産を原状に回復するとともに、実証実験の実施に係る施設及び器材を庁舎、道路、公園、その他の公共用地から撤去した上で甲に引き渡す。ただし、甲の承認を得たときににおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

第7章 損害賠償

(甲の損害賠償義務)

第24条 甲は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第25条 乙は、本協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、実証実験の実施に付随関連して、甲が提供するステーション用地の全部又は一部を滅失し、又は毀損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第26条 乙は、実証実験の実施に当たって、又は実証実験に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項に規定する場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第8章 不可抗力

(不可抗力)

第27条 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するも

のとする。

第9章 雜則

(協定上の地位の移転)

第28条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による同意を得ずに、本協定上の地位及び本協定に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

(情報の公表)

第29条 甲及び乙は、相手方より書面又は電磁的方法による承諾を得た上で次の各号に掲げる書類等を公表ができるものとする。

- (1) 本協定書
- (2) 第3章の規定により乙が作成し、甲に提出した報告書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定の規定により甲に対して報告した事項



(承諾等の様式等)

第30条 本協定に関する甲及び乙間の承諾、届出等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙が本協定の定めるところに従い、甲に提出した報告書その他の書面及び図面(電磁的記録によるものも含む。)については、本契約に定める業務の範囲内で使用することができる。

3 本契約に基づき乙が甲に対して開示する秘密情報に関する著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利は乙に帰属するものであり、本契約に基づき甲に対して何らの権利を移転し、または本契約に定める以外の使用または利用を許諾するものではない。

(疑義等の決定)

第31条 本協定に定める事項に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第32条 甲及び乙は、本協定に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月21日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番2号

狛江市

狛江市長 松原 俊輔



乙

東京都港区海岸一丁目7番1号

OpenStreet 株式会社

代表取締役社長 工藤 知也

